安房歴史文化研究会公開講座 2016 年度第６回（通算 46 回）

2017 年 3 月 25 日(土) 館山市コミュニティセンター

青木繁「海の幸」誕生と日露戦争の時代　④

講師　愛沢 伸雄　（NPO 法人安房文化遺産フォーラム代表）

【石橋財団ブリジストン美術館蔵】

日本を代表する洋画『海の幸』は、1904（明治 37）年夏、40 余日小谷家に滞在した青木繁によって描かれた。この夭折の画家は河北倫明氏をはじめ数多くの研究者によって世に出され、『海の幸』は日本美術史に位置付けられ国重要文化財となった。

ところで 2005 年から館山市富崎地区では漁村のまちづくりに取り組みながら小谷家住宅を市有形文化財とし、地元はもちろん全国からの支援で小谷家住宅修復事業をすすめ、昨年青木繁「海の幸」記念館として開館した。その経緯のなかで、小谷家からは明治期の水産業など人びとの動きを知ることができる貴重な資料が発見された。

これまで青木繁『海の幸』誕生について、明治期の館山・富崎の地を踏まえた地域史からの視点、とくに日露戦争の時代のなかで小谷家に関わる人びとや漁村の文化的な交流の視点からの考察は限られている。また、青木らの布良訪問や『海の幸』誕生の背景についても、美術史的な視点や青木繁の関係者のみの証言で語られてきた。

本報告では、発見された資料から青木繁が訪れた布良の地や小谷家に関わる人びとの姿、とくに「海軍望楼」という軍事施設や「帝国水難救済会布良救難所」が設置され、ときに軍事演習の地であった景勝地・布良の姿、また布良沖のウラジオストク艦隊の動きによる危機的状況など、日露戦争の戦時下、富崎の人びととの交流にもふれ、なぜ 40 余日も小谷家に逗留し、しかも絵画制作ができたのかを含め地域史の視点から私なりの考察をしたい。

＜ 目 次 ＞

１．これまで書籍に記載される「通説や証言」をみる　２ページ
（１）青木らの布良訪問の背景をさぐる
（２）「海の幸」誕生の背景をみる
２．小谷家資料や国会図書館にある明治期の「布良」を紹介した資料　７ページ
（１）青木繁が訪れた景勝地・布良
（２）布良の医者
３．青木繁らが逗留した小谷家をさぐる　12 ページ
（１）小谷喜録とその家族
（２）石井家の人びと
４．日露戦争のなかの「布良海軍望楼」と「帝国水難救済会布良救難所」19 ページ
（１）東京湾要塞の最前線「布良」
（２）日露戦争勃発と要衝の地「布良」での動き
（３）「帝国水難救済会布良救済所」と日露戦争
５．日露戦争時下の富崎の民衆と青木らの姿　28 ページ
（１）富崎・漁村の姿をみる
（２）漁村のまちとくらしをみる
（３）地域と青木繁から日露戦争を考える

４．日露戦争のなかの布良の「海軍望楼」と「帝国水難救済会布良救難所」

（１）東京湾要塞の最前線「布良海軍望楼」

①「海軍（海岸）望楼」誕生と東京湾要塞の建設をみる

要塞とは、敵軍の侵入を防ぐため要害の地に築いた砦のことで、敵の攻撃に対し一定の地域の強化した軍事手段を要塞化といい、防御のための砲台などの施設が戦術的に配備された。近代の国境要塞は敵侵入を阻むだけでなく、侵略を容易にする目的でも建設された。また海峡・湾口部置かれた沿岸要塞は、敵艦艇の行動を制限するとともに侵入を阻止する軍事拠点となった。

そのなかで沿岸要所に置かれたのが海岸望楼であり、その後海軍望楼と改称され、海上の見張りや周辺を航行する艦船との通信をはじめ、気象観測しての通報・天気予報・暴風警報、そして海難報告などの任務にあたった。

日本では、明治期に主要海峡や港湾の防衛のための大規模な沿岸要塞建設が開始され、東京湾岸にある観音崎と富津で砲台構築が始まった。日清戦争後では海防充実の一環として、日露戦争前後には対外侵略の戦略拠点として沿岸要塞は積極的に位置付けられる。なかでも**1880（明治13）年に起工され、1932（昭和７）年に完成した永久要塞が一等要塞となる「東京湾要塞」**である。

この要塞は富津岬と観音崎との間に３つの海堡を置き、三浦半島側では横須賀軍港地区をはじめ、走水・観音崎、久里浜、三崎に、また房総半島南部の東京湾岸側には、富津をはじめ、金谷や大房岬、館山の洲崎などに東京湾口全域を射程に入れた多数の砲台を配備された。日清戦争の勃発により全国規模で要塞建設がすすみ、日露戦争ではウラジオ艦隊が津軽海峡を通過し、東京湾口部に現れたことで、帝都防衛の前線として東京湾要塞が一段と重要視された。

ところで、**1893（明治28）年の「要塞司令部条例」**によって、永久防御工事を施し守備している場所は「要塞」とされ、その周辺一帯を「要塞地帯」とした。**1899（明治 32）年には、軍事機密保持と防御営造物の保安のために、「要塞地帯法」と「軍機保護法」が公布**され、指定された区域での水陸の形状を測量・撮影・模写することや、地表の高低の土木工事、築造物の増改築などには、要塞司令部からの許可がもとめられた。防御営造物から 250 間（約455m）以内の要塞地帯第一区では、一般人の出入りが禁止され、地帯内の憲兵隊や特高警察によって、防諜上住民が厳しく監視された。また要塞地帯の地図は一般には公表されず、重要地点を空白にしていた。とくに戦時になると防諜（スパイ防止）法規が強化されていく。

なお「要塞地帯法」は陸軍省海軍省告示によりおこなわれ、海軍省は要塞区域を拡張し、とくに東京湾要塞地帯では、要塞は主に陸軍東京湾守備兵団に属し、要塞の海域部は海軍横須賀鎮守府管轄であり、なかでも東京湾口や横須賀軍港の防御は、陸海軍が連携して帝都防衛にあたるとしていた。布良に明治期に「海岸望楼」をおかれるが、その場所と設立過程が不明であった。

近年、国会図書館（アジア歴史資料センター）資料が見つかったので紹介する。

望楼信號旗竿ノ位置等

望楼名称　布良

経緯度

九十尋

二百三十一英尺

② 年表：「布良海軍（海岸）望楼」の建設と東京湾要塞

1891（明治 24）年４月　　布良望楼より館山電信局間…電信架設と線路実地測量開始
７月　　布良大山にある「布良字鳶巣」の土地所有者６名から 461 坪の買上げする

1892（明治 25）年７月　　鳶ノ巣…望楼へ電信線架設…館山郵便電信局電柱添架
９月　　布良望楼信号棹修理経費

1894（明治 26）年８月　　布良望楼…電気室其他付属工事費増額。
海岸望楼軍事電信通信開始…安房国布良

1894（明治 27）年６月 30 日　勅令第 77 号「海岸望楼条例」海軍は日清戦争開戦直前に全国の要衝に海岸望楼を設置し、陸上と艦船との信号及び海上見張り・気象観測などを担当。
鎮守府参謀長の指揮下で望楼監督官の監督によって、各海岸望楼は望楼長・望楼手２名で沿岸監視体制をおこなう。
８月５日　横須賀鎮守府所管　NO.１「布良」（～1921（大正 10）年）
２．観音崎　３．剣崎　４．長津呂
呉鎮守府：４か所・佐世保鎮守府：７か所　全国 15 か所

８月６日　　通達「海岸望楼軍用電信取扱規則」

※ 横須賀水雷隊攻撃部（水雷艇７隻）が配備され、警備範囲は布良から長津呂を結ぶ線の以内（布良港は寄港地となる）

1895（明治 28）年３月 30 日　勅令第 39 号「要塞司令部条例」制定
４月　　布良望楼へ風信器・風力計台・百葉箱・雨量計・晴雨計置所
４月 15 日　陸軍大臣山県有朋「軍備拡充意見書」奏上
４月 17 日　日清講和条約（下関条約）
４月 18 日　独仏露３か国、清国へ遼東半島返還を勧告（三国干渉）
10 月　　５個師団を増設し、13 個師団体制。

※ 1897（明治 30）年にイタリア人マルコニーが無線電信会社をつくり英仏間の通信に成功の報に接すると、逓信省はすぐに研究に着手して通信試験に成功。1903（明治 36）年には長崎台湾間の通信に成功。
（海底ケーブルの敷設と無線通信が対露戦へ向けて最重要戦略）

1996（明治 29）年 12 月　　海軍大臣西郷従道と逓信大臣野村靖宛に富崎村人民総代藤森樹益と村長神田吉右衛門名の連名で「海軍望楼電信利用之義ニ付請願」を提出。（別項で『請願』内容の概要を記載している）

1897（明治 30）年 10 月　　**富崎村からの『請願書』が受け入れられ布良海岸望楼においての公衆電報取扱は、戦時及び演習中を除き、通信取扱は午前６時より午後８時までとする。**

12 月　　「海岸監視哨勤務令」陸軍が戦時または事変に海岸の要衝地点に監視哨を設置し、敵情を監視し、海岸を警戒するため。

敵の上陸が想定される場所を全国 65 か所指定。

近衛師団が湊町・銚子・勝浦湾、そして「館山湾」に監視哨（師団長に隷する哨長以下監視員７名と通信員２名で編成）

1898（明治 31）年９月　　望楼気象通報開始。９月 15 日より中央気象台と気象通報実施…東京及安房国館山間国用電線無料…

1899（明治 32）年１月　　布良望楼電報受付所新営

７月 15 日　　軍事上の秘密、いわゆる軍事機密（軍機）を保護する目的「軍機保護法」公布

1900（明治 33）年９月１日　　海岸望楼は海軍望楼と改称。**戦時だけでなく平時にも常設。海軍省告示「海軍望楼ニ於テ海難船ヲ発見シタルトキ通報方及其ノ附近通過ノ船舶心得方ノ件」: 海軍望楼ニ於テ海難船舶ヲ発見シタルトキハ…附近水難救済会ノ救難所ニ通報ス。海軍望楼附近ヲ通過スル船舶ハ万国船舶信号旗ヲ以テ其ノ信号符号ヲ表示スヘシ**

内令「海軍望楼ニ関スル特定事項ノ件」（20 か所）の海軍望楼の位置は軍事上成るべく秘密に保つ必要。

1903（明治 36）年３月 13 日　　官報第 5905 号逓信省告示「布良海軍望楼電信取扱所での公衆電報の取扱を廃止」

６月～12 月　軍艦通信装置改造及び増設。無線通信の試験

1904（明治 37）年１月 22 日　　勅令「防御海面令」: 国土の重要沿岸海面を指定して船舶の通行を制限または禁止できる。

（開戦当初沿岸３海里以内　11 月 27 日からは沿岸６海里）

指定告示第１号「東京湾口」指定日２月 10 日

（２）　日露戦争勃発と要衝の地「布良」での動き

①日露戦争の開戦

1904（明治 37）年２月 10 日　ロシアへ宣戦布告（日露戦争の開始）

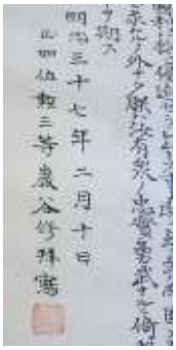

（小谷家所蔵）

２月 11 日　ロシア海軍ウラジオストク艦隊（装甲巡洋艦３隻・巡洋

（『明治期国土防衛史』より）

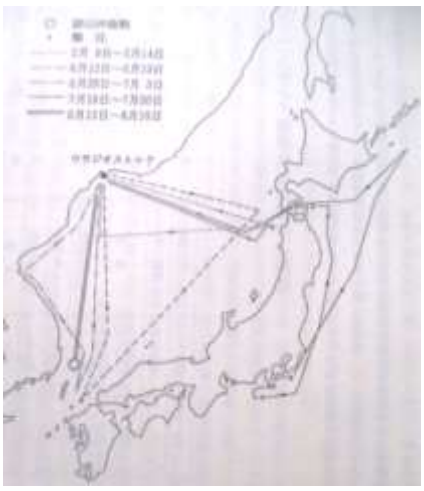

艦１隻を基幹）が津軽海峡西方地域に現れる。この日津軽半島沖で「名古浦丸」、４月 25 日には韓国元山沖「金州丸」（3967 トン）、**６月 15 日には玄海灘において「常陸丸」（6172 トン）**と「和泉丸」が撃沈され、「佐渡丸」が損害うける。**「常陸丸」は陸軍運送船で、乗船していた約 1,000 名の乗組員・兵士が死亡するという大惨事となる。**

６月 15 日～７月 28 日ウラジオ艦隊の動き（青木繁らが布良に来た期間なので別項で取り上げる。

６月 30 日には韓国元山港沖に現れ艦砲射撃を行い、７月 20 日には津軽海峡を抜けて太平洋沿岸を南下して東京湾口に。上村彦之丞司令官指揮の第２艦隊（装甲巡洋艦「出雲」・「常盤」・「磐手」など）は、ウラジオ艦隊の追跡にあて、哨戒活動をしていたものの神出鬼没で捕捉が難しかった。

この第２艦隊が対馬の浅海湾を出港し、７月 25 日南九州の都井岬沖から室戸崎へ、そして「布良」付近に向かうべしとの訓令を受け、28 日正午過ぎに「布良沖」に到着したが、時すでに遅くウラジオ艦隊は北に去っていたのである。

第２艦隊が到着する前の約２週間は、太平洋宇沿岸、とりわけ東京湾口部でのウラジオ艦隊のゲリラ的な動き、その通商破壊戦のなかで、「布良海軍望楼」や「布良救難所」では大変な状況下にあったといえる。その動きは派遣されていた通信員によって記事が新聞社に送られ、大きく報道された。時に号外となったこともあり世論は激昂して、第２艦隊の上村司令長官は強く批判された。

まさにこの時期に、青木ら３名は、東京湾汽船（株）汽船に霊岸島から乗船して館山に来たわけで、布良での動きを通じ砲撃音を聞いたはずで海戦の姿を感じたはずである。

1904（明治 37）年８月 17 日　内令「海軍軍用通信所条例」軍用電信取扱所ハ作戦上必要ノ地点ニ設置シ専ラ軍用電信取扱ニ関スルコトヲ掌ル…明治三十七八年戦役ニ於ケル軍用電信取扱所…有線電信ノ設備ヲ有シタル**常設望楼（32 か所）**及仮設望楼（12 か所）**「布良」**

② 布良沖のウラジオ艦隊の動きによる危機的状況

布良海軍望楼は、民間地図などに記載された軍事施設である。日露戦争が勃発して、海軍が警戒していたのは、ロシア太平洋艦隊の「ウラジオ艦隊」が、東京湾口部に侵入して沿岸部（横須賀軍港・鉄道・港湾施設）に艦砲射撃を加えると輸送関係に致命的な問題になると軍部は危惧していた。

そこで布良や長津呂海軍望楼には，東京湾口部の防御上において、最重要の役割が与えられ、とくに横須賀鎮守府では水雷隊攻撃部水雷艇７隻で湾口部海域を巡回していた。その心配が現実のものになった。1904（明治 37）年７月下旬の東京湾口部での「ウラジオ艦隊」（装甲巡洋艦ロシア（13,675 トン）・グロムボイ（13,220 トン）リューリック（11,690 トン）の各軍艦には、８インチ（20 センチ）砲４門、６インチ（15 センチ）砲 16 門を搭載。強力な攻撃力をもっていた）の動きであった。そのときに青木繁らは布良においてどのように向きあっていたのであろうか。

（東京朝日７月 26 日付に記載された
「22 日以来 25 日午後３時に至る迄の露艦行動」）

２月 11 日　ロシア海軍ウラジオ艦隊が津軽海峡西方地域に現れる。

６月 15 日　ロシア太平洋艦隊の一部でウラジオストック港を根拠にしているウラジオ艦隊（巡洋艦４隻）が玄海灘で兵員を輸送中の船舶を襲撃した。その結果、「佐渡丸」（6,226 トン）が大破、「常陸丸」（ひたちまる）（6,175 トン）と「和泉丸」（3,967 トン）が撃沈され、国民に大きな衝撃をあたえた。

７月 10 日　津軽海峡を西から東に通過し太平洋に出て、汽船「高島丸」（318 トン）を撃沈し続いて英国汽船「サマーラ号」（2,831 トン）を臨検・解放、さらに帆船「喜寶丸」（140 ン）を撃沈し、汽船「共同運輸丸」（147 トン）を解放、帆船「第二北生丸」（91 トン）を撃沈した。

７月 22 日　塩屋崎沖（いわき市）で独国汽船「アラビア号」（2,863 トン）を拿捕して、ウラジオストックに回航。南下して房総半島を廻る。

７月 24 日　御前崎沖で英国汽船「ナイト・コマンダー号」を撃沈。東方に向かい伊豆半島沖で帆船「自在丸」（199 トン）と帆船「福就丸」（130 トン）を撃沈し、英汽船「に図南号」（2,269 トン）を臨検・解放した。そして、東京湾口部を動き廻る。

７月 25 日　野島沖では独国汽船「テア号」（1,613 トン）を撃沈し、英国汽船「カルカス号」（6,748 トン）を拿捕し、ウラジオストックに回航した。その後北上し７月 30 日に津軽海峡を通過して、８月１日にウラジオストックに帰港した。

東京朝日新聞號外

大石橋占領

（東京朝日 1904 年７月 26 日「号外」と７月 26 日付）

7 月 28 日　上村彦之丞司令官指揮の第２艦隊(装甲巡洋艦「出雲」(9750 トン)・「常盤」(9700 トン)・「磐手」(9750 トン) など) は、対馬の浅海湾を出港し、7 月 25 日南九州の都井岬沖から室戸崎へ、そして「布良」付近に向かうべしとの訓令を受け、28 日正午過ぎに「布良沖」に到着したものの、すでにウラジオ艦隊は北に去っていた。

東京朝日 1902 年 8 月 27 日

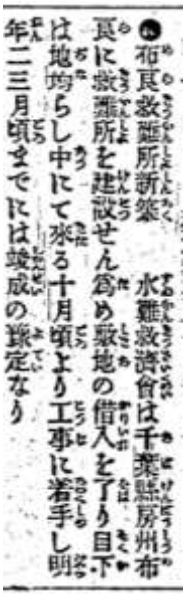
●布良救難所新築　水難救済會は千葉縣房州布良に救難所を建設せん爲め敷地の借入を了り目下は地均らし中にて來る十月頃より工事に着手し明年二三月頃までには竣成の豫定なり

（３）「帝国水難救済会布良救難所」と日露戦争

① 帝国水難救済会創設と布良救難所設置の新聞報道

金刀比羅宮宮司の琴陵宥常は、洋行した黒田清隆からロシアの海難救助組織のことを聞いたことで、日本にも同様な組織が必要と私財を投じて設立に奔走した。1889（明治 22）年、香川県の金刀比羅宮において「大日本帝国水難救済会」が開催され、同所には本部が置かれ、有栖川威仁中将が総裁となり、琴陵宥常は初代の会長となった。1892（明治 25）年には本部が東京となり、1897（明治 30）年以降は政府の資金が導入されるなかで、組織の拡充が図られ、全国の要所に救難所が整備されていった。日清戦争開戦までに 10 か所が設置され、日露戦争が終わる頃までには「布良救難所」をはじめ 17 か所が加わっていくが、日露戦争の戦時体制と連動して半官半民の公益団体は、全国的な規模になっていった。

「布良救難所」1903（明治 36）年３月 25 日創立

東京朝日 1901 年 9 月 1 日

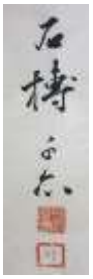

●救難所新設　水難救済會にて設置せる山形縣加茂酒田の二ヶ所へ本月下旬開所すべく又房州布良にも新設するに決したり

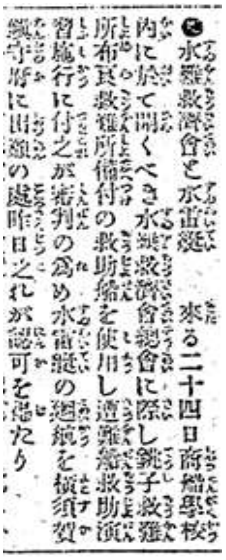
●水難救済會と水雷艇　來る二十四日商船學校内に於て開くべき水難救済會總會に際し銚子救難所布良救難所備付の救助艇を使用し遭難船救助演習施行に付之が審判の爲め水雷艇の廻航を横須賀鎮守府に出願の處昨日之れが認可を得たり

●水難救済會と慈善演劇　去月東京座に於て擧行したる慈善演劇は收入金千六百七十圓五十七錢五厘に達し諸雜費引去り八百七十九圓五十四錢の純益に歸したり依つて水難救済會にては該收入を一般經費に使用せず紀念として救命艇一隻を新造し東京府に因ある名を命じ東京灣の入口なる房州布良救難所に備へ付くべしと云ふ會長吉井伯は來る十七八日頃布良に出張し救難所建築及救助艇造船の進行を圖る由

●房州沖の砲聲　昨日午後二時二十七分布良救難所發同二時三十八分水難救済會に到達したる電報左の如し　南方に當り砲聲頻りなり海賊ならん
●敵艦踪跡及追尾　別項大島島司よりの或筋着電に好望を懸けて昨日本社は直に號外を發したるが其後北海方面よりは又前掲の如き電報飛來せり府下の各處にも同樣なり電報の數よりいへば後者は前者よりも事實なる可く想はるれども大島の島司も決して信ずる所なくては彼電報を發すまじく又布良救難所發の水難救済會は房州沖海戰說を傳ふること別掲の如し然るに最後に至りて左の公報に接したり

東京朝日 1903 年 5 月 6 日　2 月 15 日

東京朝日 1904 年 7 月 31 日

②　戦時の布良救難所の役割と「ウラジオ艦隊」

青木繁らが小谷家に逗留中のウラジオ艦隊の布良沖での動きに、「小谷喜録」は看守長としてどんな状況に置かれたのであろうか。

戦時心得

一、本會救難所ハ戦時ニ於テモ平時に於ケルカ如ク施行スヘシ

二、敵國商船遭難ノ場合ハ勿論戦闘力ヲ失ヒタル軍艦ノ遭難若クハ艦員ニシテ生命ヲ喪失セントスル場合ハ直チニ之ヲ救助シ市町村役場又ハ警察署ニ引渡スヘシ

三、救難所、救難支所、見張所、救難組合附近ヲ通航スル船舶ノ擧動ニ注意シ若尋常ニ非スト認メタルトキハ直チニ最寄警察署ニ通知スヘシ

四、敵國軍艦ト認ムヘキモノノ通航ヲ認メタル時ハ直ニ左ノ事項ヲ本部へ電報シ同時ニ最寄警察署ニ通知スベシ

一、往来ノ方向　一、時刻　一、艦體ノ大小及塗色　一、掲揚シタル旗

一、檣數　一、煙突數　一、ソノ他目標トスヘキ重ナルモノ

五、天候ソノ他重要事項ハ必ズ日誌ニ記載スヘシ

●「ウラジオ艦隊、東京湾口部・布良沖に侵入」

7 月 25 日午後 3 時 32 分、布良救難所長発電

「当地漁船及他船の話によれば午前六時白浜沖に砲声を聞く」

7 月 27 日午後 3 時 50 分、布良救難所長発電

「午後零時五分、一時四十五分東南方に当り砲声遥に聞ゆ」

7 月 27 日、布良救難所長報告

「廿七日南強風海上霧あり。午前八時二本檣赤色煙筒黒色の大船東航せり。十一時頃千倉沖にて砲声聞ゆと聞けり。午後零時五分、一時四十五分東南東に当り遥に砲声を聞く。二時二十分二本檣黒色の煙筒壱本を有せる黒色の大船西行す。望楼より信号したるも遠距離又は霧の為に判明せざりしにや、之に応ぜずして去れり。四時三十分二本檣黒色の一本煙筒を有せる黒色の大船東航せり」

7 月 30 日、布良救難所長報告

「昨夜当所にては石井所長十一時迄詰切り小職は例に依り望楼附近に出張す。十時三十分、**望楼にて第二艦隊へ電報送達の為め艀雇入れ依頼に付漁船を雇入れ**、組長小谷安五郎外三名望楼長と共に乗船、二十四号水雷艇に送致す。午前二時再び望楼よりの依頼により、小鷹号に送致す。五時艦隊は東南方に向ひ航行し七時十五分**水雷艇隊は湾内へ向け航行**せり。零時三十分頃より砲声屡々聞ゆ。二時水雷艇二隻南方に向け疾走、約二十分間を経て五隻の水雷艇続行せり。或は開戦せるならん。南方に方り砲声頻りなり。三時水雷艇は望楼と信号して湾内に向け航行し五時二十分四隻の軍艦当港沖合に見ゆ。之に依りて推考すれば、未だ開戦せざりしものの如し。曩に耳にしたる砲声は何の音なりしや疑はし。八時軍艦及水雷艇は今尚碇泊せり」

『帝国水難救済会五十年史』から日露戦争時の布良救難所活動

（「戦時下救難所ノ活動」の項の「一、救難所敵艦監視報告」「二、戦禍に因る海難救助」から抜粋）

※　帝国水難救済会の「布良救難所」と「布良海軍望楼」との連携した取り組みがわかる。その際に布良の漁船も動員されていたことがわかる。また、布良は横須賀水雷隊特別攻撃部７隻の寄港地になったとの記載があるので、緊迫した状況はあったと思われる。

③ 軍事演習での「布良望楼」攻撃～「秋季演習報告」(明治 32 年 12 月 18 日)(概要)

午後 0 時 53 分～3 時 16 分　水防禦網取付
午後３時 30 分　第１特別方署に命令
　命令（口述）
１．午後５時出艦
２．四直哨兵配備
３．明朝未明布良望楼を攻撃し、もしためすことができれば兵員を上陸して望楼を占領し敵情を得る。このために第２「カッター」を軍装して奥田大尉の指揮で、特に水雷兵４名及び必要な電気具を携帯…

（略）

午後７時 31 分　布良望楼を北方約２哩に望む地点、望楼の砲撃を開始
午後８時　砲撃を止め第２「カッター」を軍装し望楼占領のため派遣
午後 10 時 19 分　派遣隊望楼に達し軍艦旗を掲げて占領を報す
午後 11 時　派遣隊帰艦し報告する（口述）
　１．敵の妨害を受けることなく布良村海岸に上陸し直ちに望楼に至る
　２．人員はすでに逃亡したあとであった。

● 青木らは布良が軍事演習の地であったことは、まったく知らなかったであろう。また、地域の人びとも軍や警察からの指導で他言しなかったと思われる。「布良海岸への上陸」とは、どこを指しているかはわからないが、布良望楼の攻撃とすると「阿由戸浜」であったかもしれない。

陸軍管轄の「東京湾要塞」と海軍管轄の「布良望楼」との連　　携を示す資料はあまりない。だが、次のような資料があったので、紹介した。これは緊急用に架設してある軍用電線が不用になったものを平時使用する場合、逓信省から要請があれば、保管転換をするという、陸軍省からの回答書類である。

逓信大臣発　陸軍大臣宛

この文書に「…此電線は東京湾要塞緊急警備ニ際シ…」となっており、付いている地図には陸軍管轄「軍用電線」が布良海軍望楼までは引かれている。この資料により、次項で述べる「軍機保護法」との関係では、東京湾要塞関連施設との繋がりがあれば、「沿岸警備の地区・地点及び戦闘に関することに抵触していることになる。

この写真は大正期の布良海岸で撮影したものと聞いている。(撮影者や撮影日時は不明であるが、布良の黒川写真館にあったといわれる)。軍人がスコップや旗をもっているので、災害復旧のために布良にきた陸軍部隊かもしれない。(関東大震災時か)

④ 戦時下の「郵便局」の役割

青木繁は、明治 37 年８月 22 日布良郵便局から梅野満雄宛に絵入りの書簡を出している。日露戦争の前夜、公衆電報をめぐって布良の人びとと海軍望楼との間で重要な変更があり、電報や手紙についての取扱では、布良郵便局の役割が高まっていった。

1903（明治 36）年３月 13 日官報第 5905 号では、逓信省告示第 159 号で「…安房國布良海軍望楼電信取扱所ニ於ル公衆電報ノ取扱ヲ廃止ス　逓信大臣子爵芳川顕正」とされ、その隣の欄に逓信省告示第 158 号があり、「布良…各郵便局ヲ三等郵便電信局トス其名稱及電報ノ取扱ニ関スル制限左ノ如シ 逓信大臣子爵芳川顕正　一、名稱　布良郵便電報局　一、電報ノ取扱ニ関スル制限　一取扱フヘキ電報内外和文電報」とあり、２つの逓信省告示が対で記載。

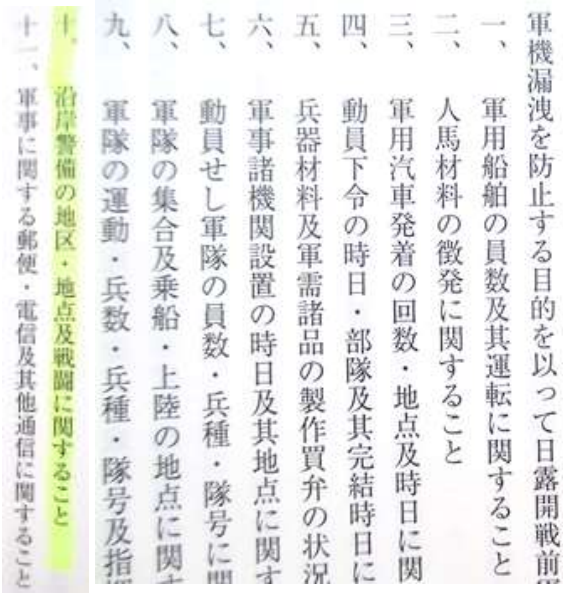
軍機漏洩を防止する目的を以って日露開戦前
一、軍用船舶の員数及其運転に関すること
二、人馬材料の徴発に関すること
三、軍用汽車発着の回数・地点及時日に関
四、動員下令の時日・部隊及其完結時日に
五、兵器材料及軍需諸品の製作買弁の状況
六、軍事諸機関設置の時日及其地点に関す
七、動員せし軍隊の員数・兵種・隊号に関
八、軍隊の集合及乗船・上陸の地点に関す
九、軍隊の運動・兵数・兵種・隊号及指揮
十、沿岸警備の地区・地点及戦闘に関すること
十一、軍事に関する郵便・電信及其他通信に関すること

1899（明治 32）年７月 15 日、軍事上の秘密、いわゆる軍事機密（軍機）を保護する目的で「軍機保護法」公布され、「艦船艦隊軍隊ノ進退其ノ他軍機軍略ニ関スル事項」との記載だけで、その細目は示されなかった。

1904（明治 37）年１月５日になって陸海軍省は、省令をもって軍機軍略を新聞・雑誌に掲載することを禁止にしている。陸軍省は１月 12 日に「新聞・雑誌記事取締り」に関して地方機関に注意を与え、左のような軍機漏洩を防止する目的を以て「禁止事項標準」を示したのである。

日本の機密保護関連の法律は、軍事上の秘密の定義が曖昧であったので、当局の恣意的な取り締まりが可能であった。当時、軍機保護法に関わる裁判の判決でも、何が軍機事項であるかは時と場所によって異なるとし、時々の当局の取り締まりに判断を委ねていた。つまり、軍が秘密というならそれは秘密であるとの論理であった。

戦時であるので、青木らは海岸において軍事施設などの写真やスケッチは、当然禁止されたといえる。

このなかで、富崎村にとって重要なのが、十番目の「沿岸警備の地区・地点及戦闘に関すること」であり、 地方では警察がその任にあたった。

「帝国水難救済会」の「戦時心得」では「三、救難所、救難支所、見張所、救難組合附近ヲ通航スル船舶ノ擧動ニ注意シ若尋常ニ非スト認メタルトキハ直チニ最寄警察署ニ通知スヘシ」とあり、その警察的な役割の実質的なトップが小谷喜録であったということである。

『報道電報検閲秘史』丸亀郵便局の日露戦争